

和泉市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に係る
障がい者優先調達推進企業等届出書提出要領

和泉市の「物品の調達」及び「役務の発注」に関し、和泉市から優先的な調達及び発注を受けることを希望する事業者は、次により届出書を提出してください。

なお、提出された届出書は、各担当課が調達を行う際の事業者選定の参考としますが、発注等を約束するものではありません。

1 適用を受ける物品及び役務の種類

別表1『物品・役務分類コード一覧』のとおり

※最大で3つまで、希望する品目の届出を行うことができます。

※物品の製造及び役務の提供について、その主たる部分を自社（者）で履行できること。

2 届出者の要件

次のいずれかに該当し、かつ、本社又は事業所（支店）が和泉市内にあるもの。

(1) 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等

- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所（A型・B型）
- ・生活介護事業所
- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター

(2) 障害者基本法に基づく小規模作業所

(3) 障がい者を多数雇用している企業

- ・障害者雇用促進法の特例子会社
- ・重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）下記の要件①～③全てに該当する事業所

①障がい者の雇用者数が5人以上

②障がい者の割合が従業員の20%以上

③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

(4) 在宅就業障害者等

- ・自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（和泉市内に自宅等がある者に限る。）
- ・在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（援助業務の活動範

囲が和泉市を含む団体に限る。)

- (5) 共同受注窓口として、(1) に該当する複数の障がい福祉サービス事業を行う施設に受注業務を斡旋・仲介する団体等

3 届出書を受理しない場合

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する場合
- (2) 届出書及びその添付書類に虚偽の事実が記載してある場合
- (3) 代表者又は役員等が暴力団員である場合

4 提出書類

別表2『提出書類』のとおり

(各種様式等は、障がい福祉課ホームページからダウンロード可能です。)

5 提出方法

内容を説明できる人が必ず持参してください。

・受付期間

随時受付(土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始を除く。)

午前8時45分から午後5時15分まで

・提出先

和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所 障がい福祉課

6 その他

届出内容に変更が生じたときは、変更届を提出してください。

7 問い合わせ先

〒594-8501

和泉市府中町二丁目7番5号

TEL 0725-99-8133

FAX 0725-44-0111

別表1 『物品・役務分類コード一覧』

製品の生産・加工・販売

A. 農産物

- 01 穀物類（米、小麦、大豆、とうもろこし等）
- 02 野菜類（イモ類、きのこ類を含む。）
- 03 果物類
- 04 花卉類（花苗、園芸、鑑賞用植物等）
- 05 茶草類（日本茶、ハーブ等）
- 06 畜産類（酪農、養豚、養鶏、養蜂等）
- 07 その他の農産物等（林業、漁業（養殖等）含む）

B. 加工食品

- 08 パン
- 09 菓子（クッキー、ケーキ、焼き菓子、ジャム等）
- 10 製麺（うどん、そば、ラーメン等）
- 11 豆加工品（豆腐、納豆等）
- 12 肉・魚介加工品（ソーセージ、かまぼこ等）
- 13 乳製品（チーズ、バター等）
- 14 野菜加工品（漬物等）
- 15 弁当・惣菜
- 16 飲料（ジュース、お茶、コーヒー、酒類等）
- 17 飼料（ペットフード含む。）
- 18 その他の加工食品

C. 繊維・皮革製品

- 19 制服（ユニフォーム）・白衣
- 20 その他衣料品（軍手、手袋、靴下等含む。）
- 21 タオル・手ぬぐい
- 22 ウェス
- 23 その他の繊維・皮革製品（工芸品、雑貨、玩具、寝具、小物、グッズ等）
- 24 刺しゅう・染物加工

D. 木工製品

- 25 木製家具（机、いす等）
- 26 その他の木工製品（工芸品、玩具、生活雑貨、小物、グッズ等）

E. その他の製品

- 27 紙製品（和紙（便箋、はがき、しおり、小物）等）
- 28 陶磁器（工芸品、湯呑、花瓶等）
- 29 金属製品（工芸品、玩具、生活雑貨、小物、グッズ等）
- 30 プラスチック製品（工芸品、玩具、生活雑貨、小物、グッズ等）

- 3 1 ビニール製品（ごみ袋等）
- 3 2 介護等用品（車いす、杖、点字ブロック等）
- 3 3 防災用品（防災頭巾、消火バケツ、非常食等）
- 3 4 その他の製品
- 3 5 部品等の加工・組立（下請加工）（ネジバリ取り、機械部品の組立、箱の組立等）

サービス（役務）の提供

F. 印刷

- 3 6 普通印刷（ポスター、パンフレット、リーフレット、資料、冊子等）
- 3 7 名刺印刷
- 3 8 封筒・はがき印刷
- 3 9 看板印刷
- 4 0 その他の印刷

G. リサイクル事業

- 4 1 洗びん
- 4 2 資源回収・分別（古紙、ダンボール、ペットボトル、空き瓶、空き缶、タイヤ等）
- 4 3 生ゴミ処理
- 4 4 その他のリサイクル事業

H. クリーニング

- 4 5 クリーニング

I. リネンサプライ

- 4 6 リネンサプライ

J. その他のサービス・役務の提供

- 4 7 リース・レンタル
- 4 8 建物・公園等の清掃作業・除草作業・管理業務
- 4 9 郵便物の封入・封緘、仕分・発送作業（メール便事業含む。）
- 5 0 袋詰め・封入・包装・シール貼り等
- 5 1 売店・喫茶店・レストラン等の運営
- 5 2 情報処理（データベース管理、ソフトウェア、インターネット関連）
- 5 3 テープ起こし
- 5 4 出版業
- 5 5 その他のサービス・役務の提供

別表 2 『提出書類』

(凡例 ○→必要 △→該当する場合に必要)				
番号	提出書類		写し	備考
1	和泉市障がい者優先調達推進企業等届出書	○	不可	届出者は本社等の代表者とし、実印を届出欄に押印してください。
2	(1) 障害者基本法に基づく小規模作業所であることを証する書類	△	可	小規模作業所の場合は必要
	(2) 障害者雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社の認定書	△	可	特例子会社の場合は必要
	(3) 重度障害者多数雇用事業所証明書	△	可	重度障害者多数雇用事業所の場合は必要
	(4) 在宅就労障害者であることの確認書	△	可	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者の場合は必要
	(5) 在宅就業支援団体として厚生労働大臣の登録を受けたことを証する書類	△	可	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体の場合は必要
3	暴力団排除に関する誓約書	○	不可	届出者は本社等の代表者とし、実印を届出欄に押印してください。
4	委任状	△	不可	契約締結等の権限を受任者に委任する場合は必要 受任者印は、1の届出書の使用印鑑で押印してください。